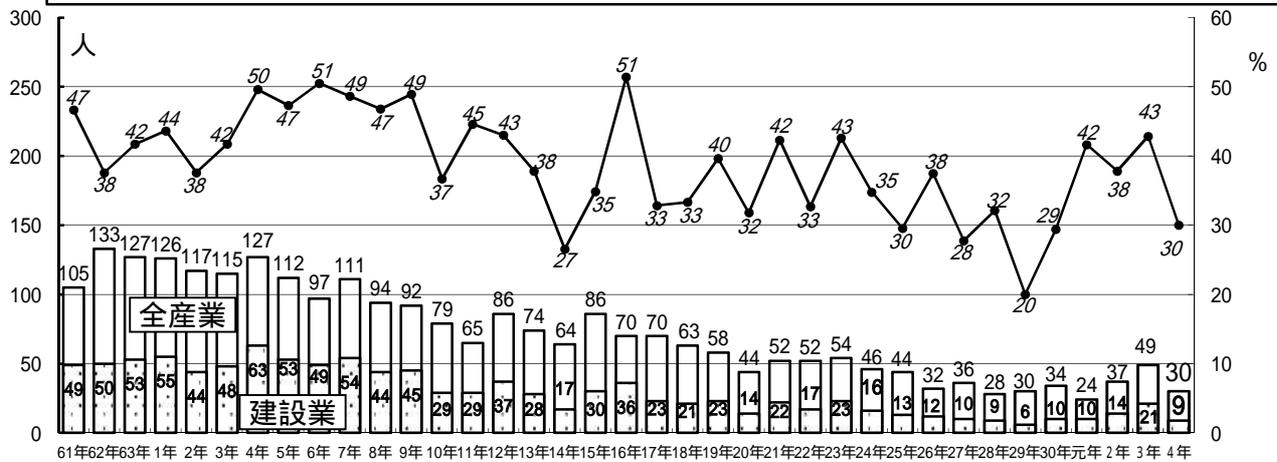
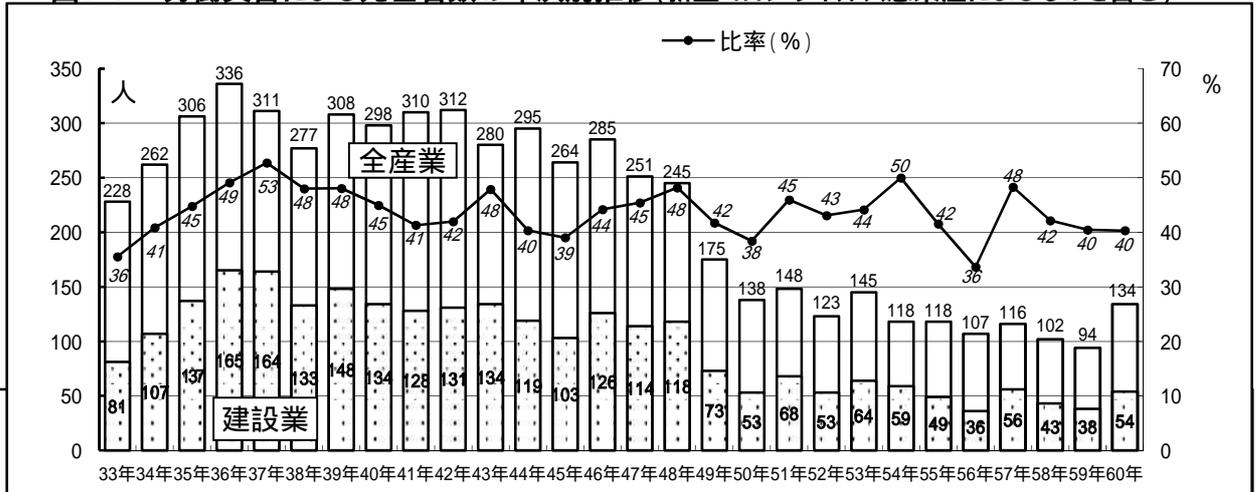


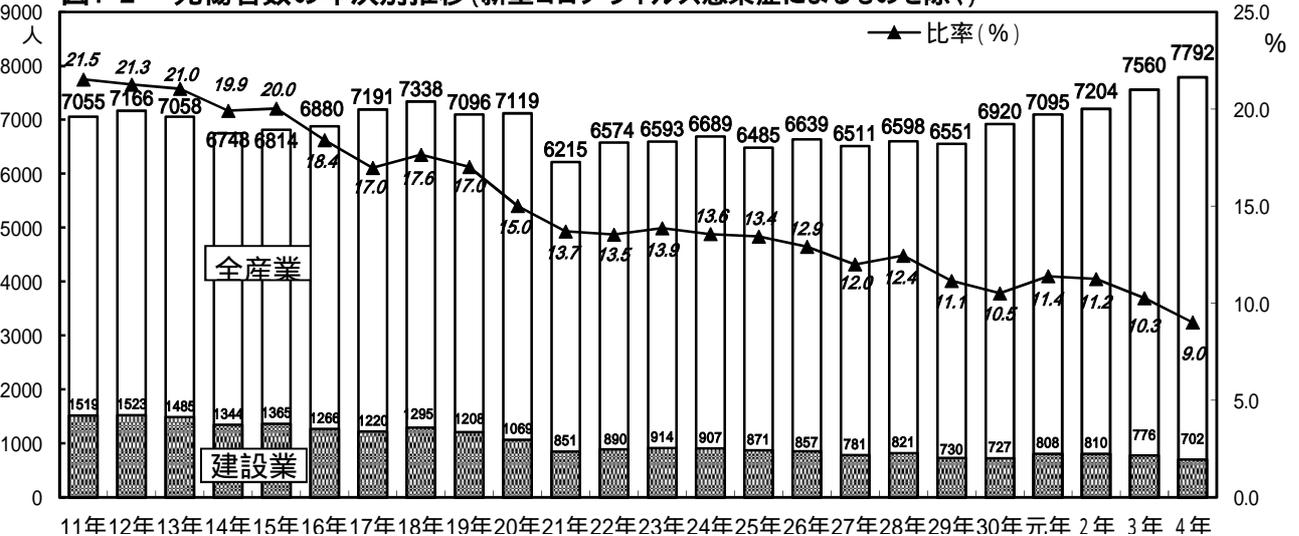
# 1 労働災害の推移

図1-1 労働災害による死亡者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



建設業の死亡者数は図1-1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年に10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。その後は増加に転じ、令和3年には21人となり、全産業の中で建設業の比率は上がった。なお、「新型コロナウイルス感染症」による死亡者としては、令和2年は全産業で0人であり、令和3年に建設業以外の産業で6人、令和4年に建設業で1人が発生している。

図1-2 死傷者数の年次別推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

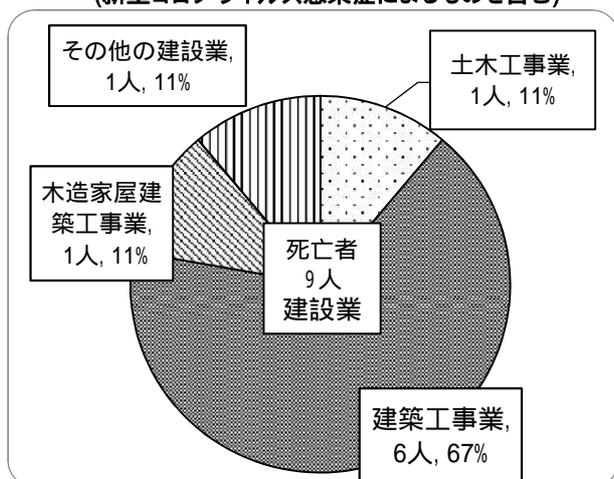


建設業の死傷者数は図1-2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年に727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかし、翌年の平成31年・令和元年から建設業の死傷者数は増加に転じた。

「新型コロナウイルス感染症」まん延以降、同感染症による死傷者数を除いた推移としては、令和2年は810人と前年より増加したが、以降の令和3年は776人に、令和4年には702人に減少した。また、特に令和4年における他業種的大幅な増加によるものが顕著であることをはじめ、他業種の増加による建設業の死傷者数が全産業に占める比率は減少傾向にある。なお、同感染症を含めた死傷者数は、令和2年が全産業：7,617人、建設業：824人(11.8%)、令和3年が全産業：8,668人、建設業：814人(9.4%)、令和4年が全産業：16,571人、建設業：833人(5.0%)となっている。

## 2 工事種別の災害発生状況

図2-1令和4(2022)年 建設業・工事種別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



(参考)令和4(2022)年 全産業・業種別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

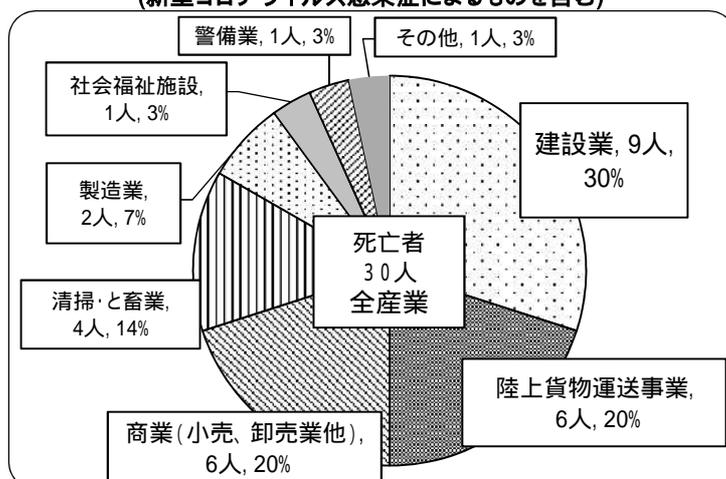
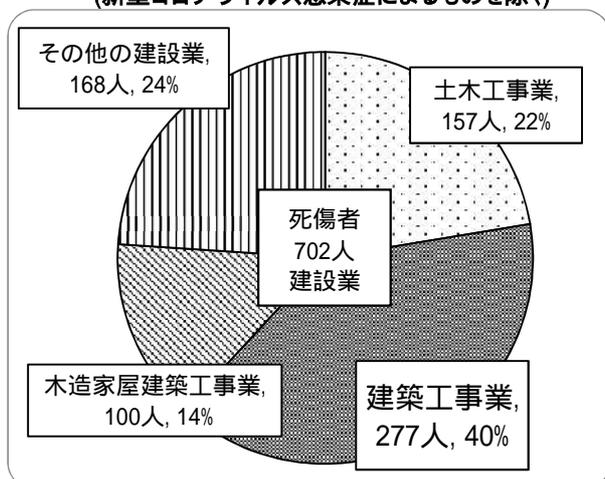
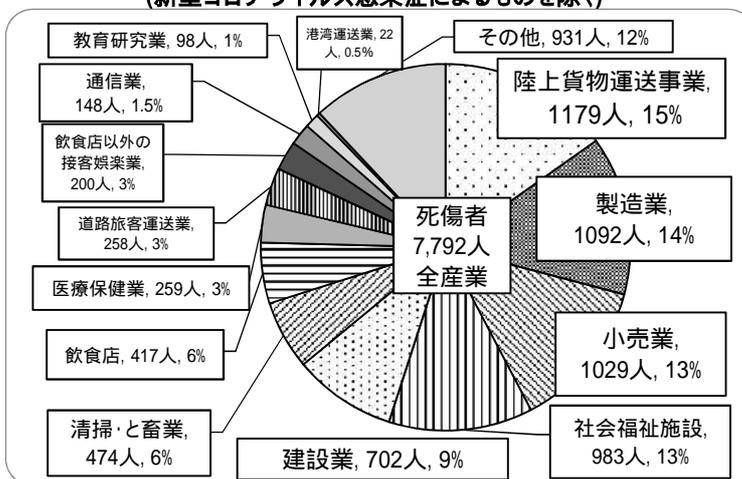


図2-2 令和4(2022)年 建設業・工事種別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



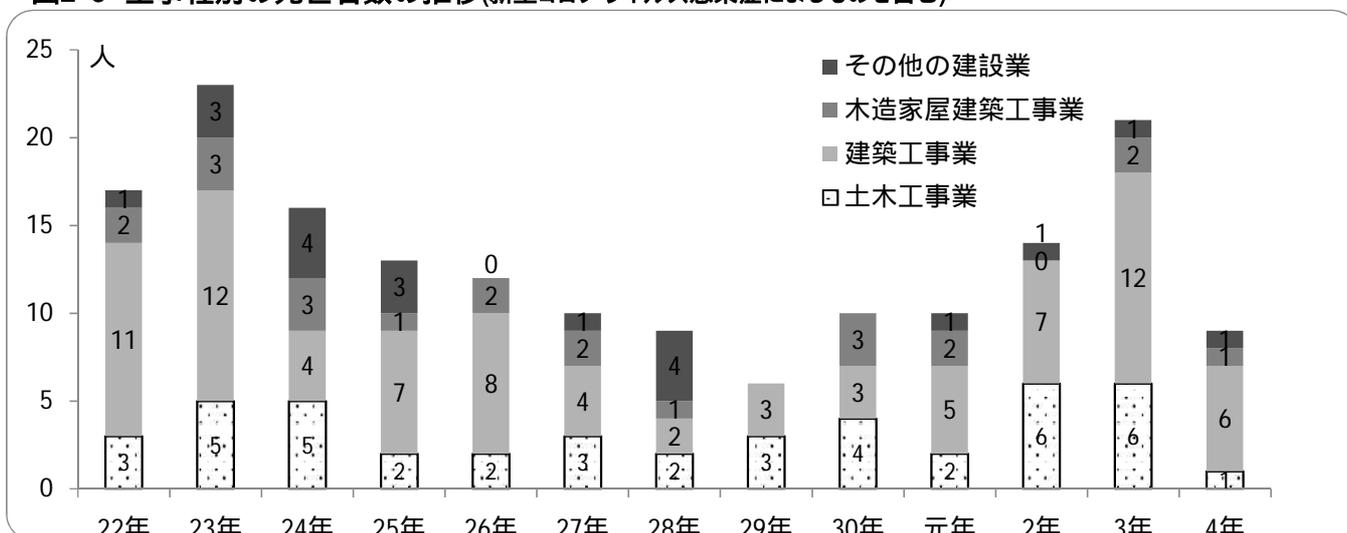
(参考)令和4(2022)年 全産業・業種別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業が6人(67%)で、土木工事業、木造家屋建築工事業及びその他の建設業(設備工事業等)が各1人(11%)であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が277人と最も多く建設業全体の40%を占め、次いでその他の建設業168人(24%)、土木工事業の157人(22%)、木造家屋建築工事業が100人(14%)の順であった。この内訳の傾向は前年と比べその他の建設業に増加傾向が認められた。なお、参考に平成22年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



### 3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和4(2022)年 規模別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

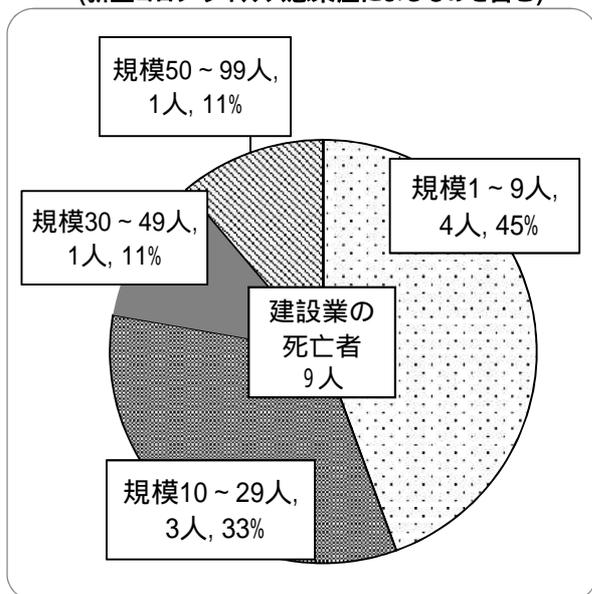
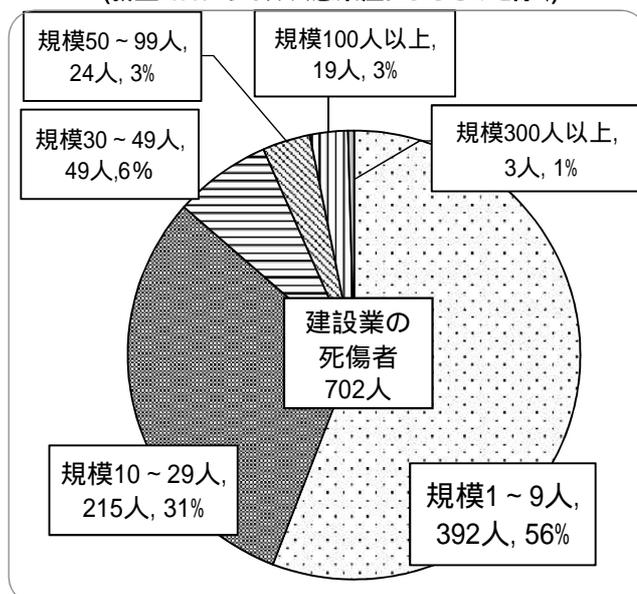


図3-2 令和4(2022)年 規模別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模1～9人の事業場で4人(45%)、10人以上30人未満の事業場で3人(37%)となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、1～9人の事業場が392人と最も多く建設業全体の56%を占め、次いで事業場規模10～29人の215人(31%)、30～49人が49人(6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の93%が規模50人未満の事業場において発生している。

### 4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和4(2022)年 年齢階層別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

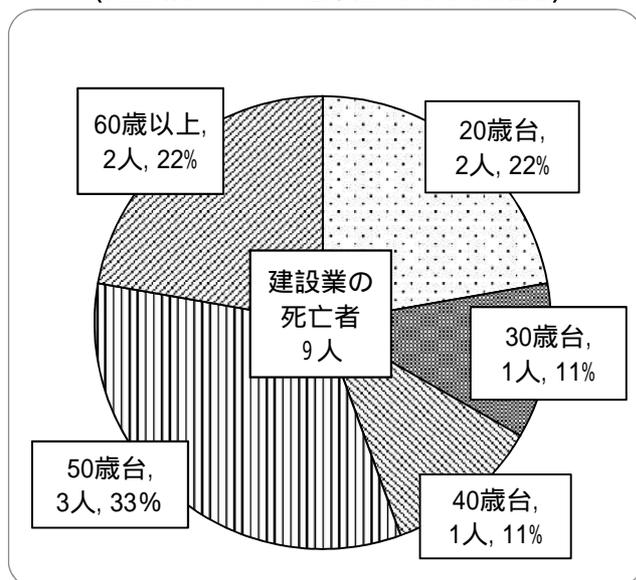
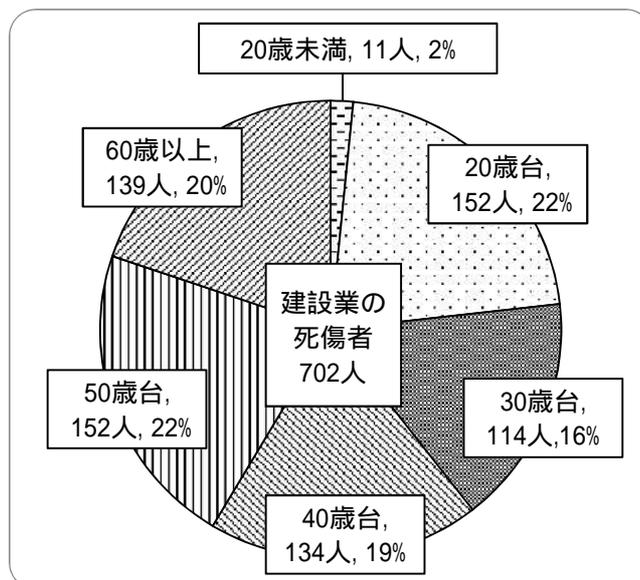


図4-2 令和4(2022)年 年齢階層別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、50歳台が3人、20歳台及び60歳以上が2人であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、20歳台及び50歳台が152人と最も多く、各々が全体の22%であるが、60歳以上が139人(20%)、40歳台が134人(19%)、30歳台が114人(16%)となっており20歳未満(11人(2%))を除くと年齢による差異はほとんどない。

なお、厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害防止のため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称「エイジフレンドリーガイドライン」)の普及を促進しているところである。

# 5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和4(2022)年 経験年数別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

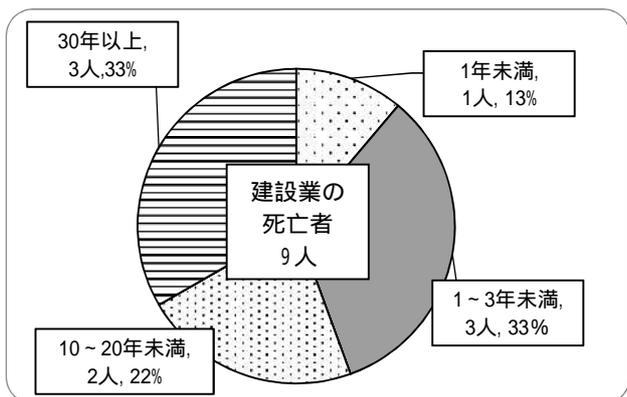


図5-2 令和4(2022)年 経験年数別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

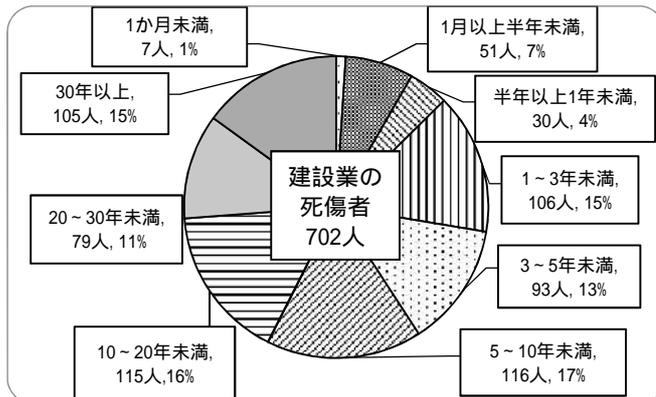
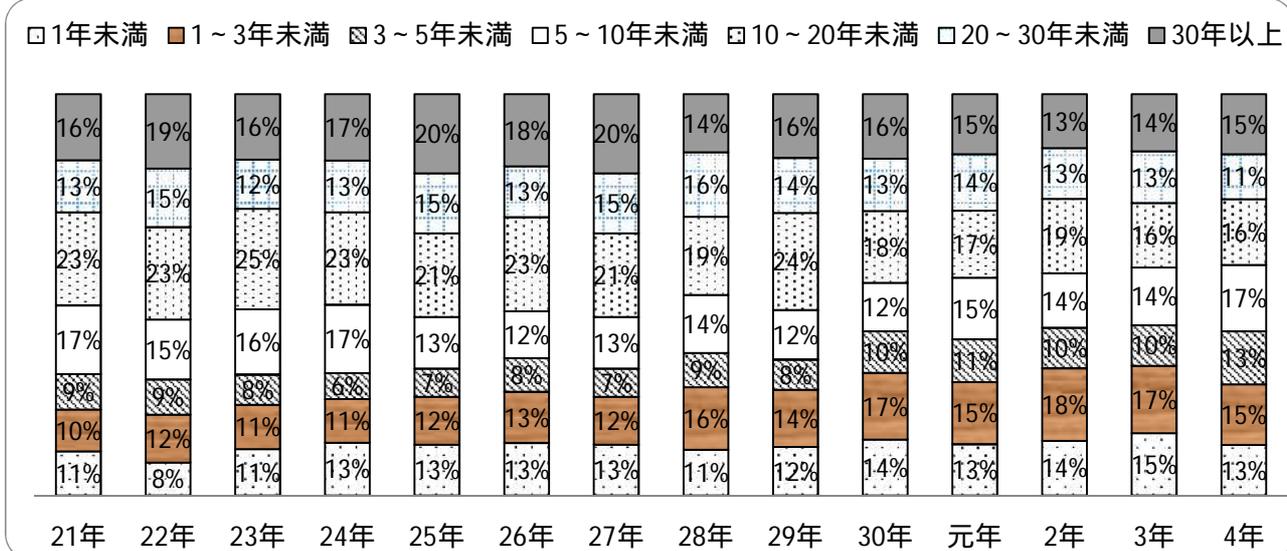


図5-3 経験年数別の死傷者数推移(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであり、比較的経験の浅い1~3年の経験を持つ者と30年以上の経験がある者に死亡災害が発生が2極化していることがわかる。

死傷者数は、図5-2のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。

また、図5-3のとおり、10年以上の労働者の死傷者数全体に占める割合はわずかながらも減少傾向を示している。しかしながら建設労働者の高年齢化が進んでいることは周知の事実であり、高年齢労働者が安全、安心して働くことができる「エイジフレンドリー職場」を目指す必要がある。

# 6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

図6-1 令和4(2022)年 現場入場日数別死亡者数

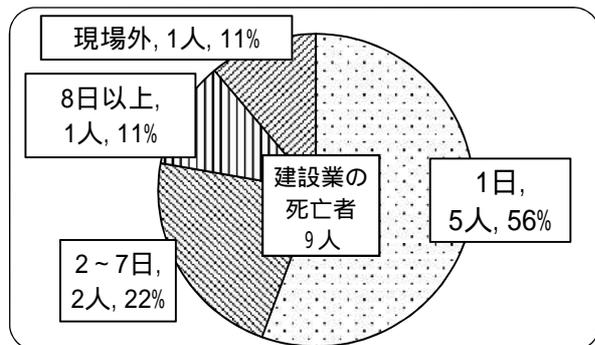
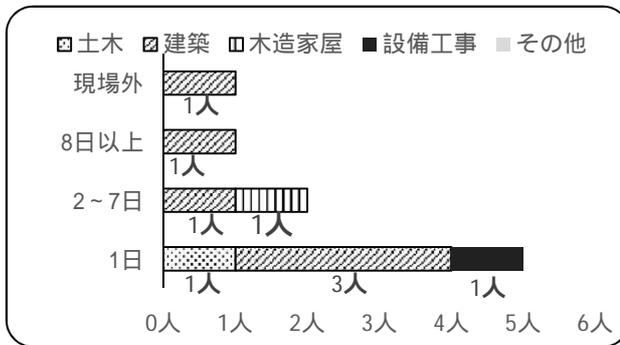


図6-2 令和4(2022)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおりである。入場初日(又は1日のみの現場)に発生した災害が過半を占めており、新規入場時教育の徹底等が必要である。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりで、建築工事に関連する災害が最多の6人となっており、土木工事、木造家屋工事、設備工事に関連する災害が1人ずつである。

## 7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和4(2022)年 事故型別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

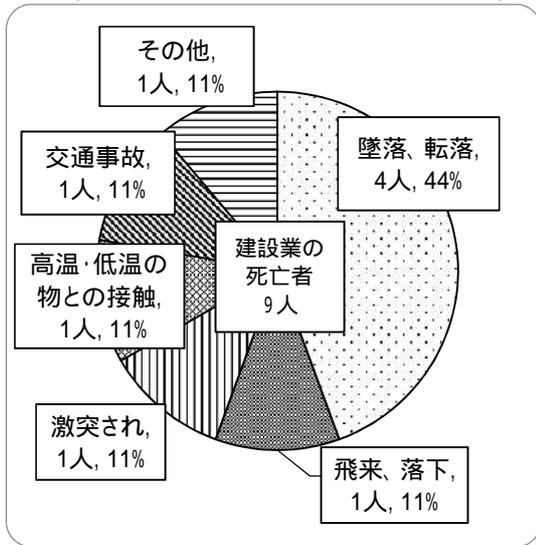
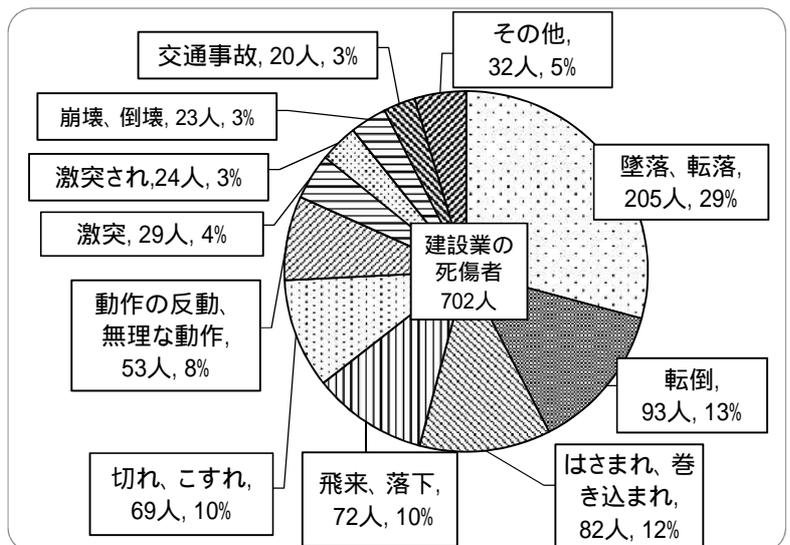


図7-2 令和4(2022)年 事故型別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



事故の型別の死亡者数は、図7-1のとおり、「墜落、転落」による死亡者数は4人と最多である。しかし、これ以外は、「飛来、落下」、「激突され」、「高温・低温の物との接触」、「交通事故」など多岐にわたるのが令和4年の特徴である。なお、「高温・低温の物との接触」は熱中症による死亡者である。そのほか、新型コロナウイルス感染症による死亡者が1人発生している。

事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落、転落」が205人(29%)と最も多く、約3割を占めている。次いで「転倒」93人(13%)、「はさまれ、巻き込まれ」82人(12%)、「飛来、落下」72人(10%)、「切れ、こすれ」69人(10%)、「動作の反動、無理な動作」53人(8%)と続いている。

なお、令和5年3月14日に足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が公布され、足場の点検の確実な実施等(令和5年10月1日施行)及び一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)に係る対策の強化が図られた。また、併せて「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正されている。

## 8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和4(2022)年 起因物別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

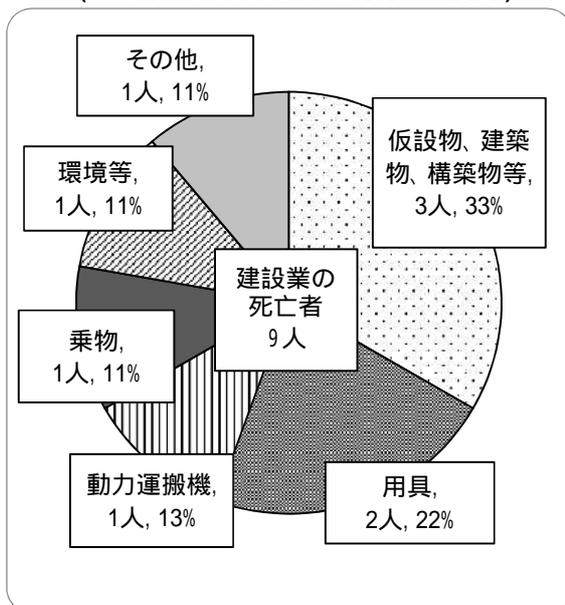
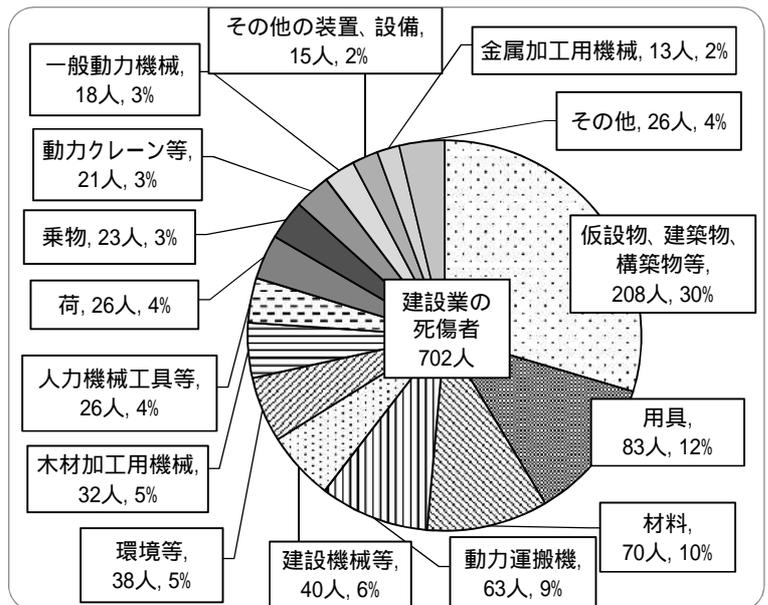


図8-2 令和4(2022)年 起因物別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



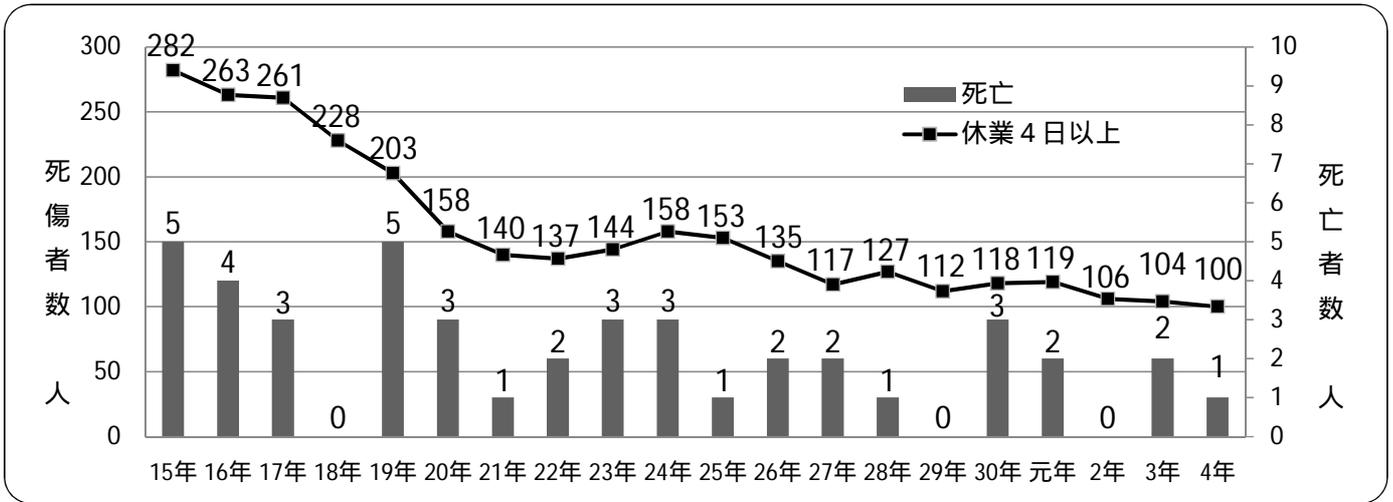
起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落、転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、208人で全体の30%を占めていた。次いで、「用具」83人(12%)、「材料」70人(10%)、「動力運搬機」63人(9%)、「建設機械等」40人(6%)、「環境等」38人(5%)、「木材加工用機械」32人(5%)と続いている(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

# 9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移 (平成15年～令和4年)



令和4年の木造家屋等建築工事における死亡者数は1人で、仮設物、建築物、構築物等が起因物であった。死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあり、令和4年は前年から4人減り100人となった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者43人について事故の型別の発生傾向を考察すると、「墜落、転落」災害が32人であり死亡者全体の72.1%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落、転落」災害を防止するには、現場における墜落・転落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」による現場施工が重要である。なお、「足場先行工法に関するガイドライン」は改正が予定されている。

また、令和5年3月14日に足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正労働安全衛生規則が公布され、足場の点検の確実な実施(同年10月1日施行)、一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)等対策の充実強化が図られ、併せて「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」が改正された。

図9-2 令和4(2022)年 事故の型別の死傷者数

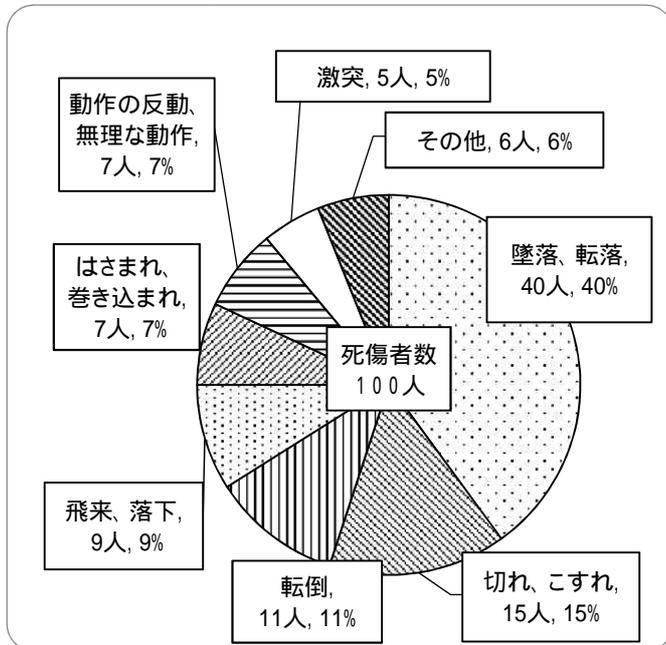
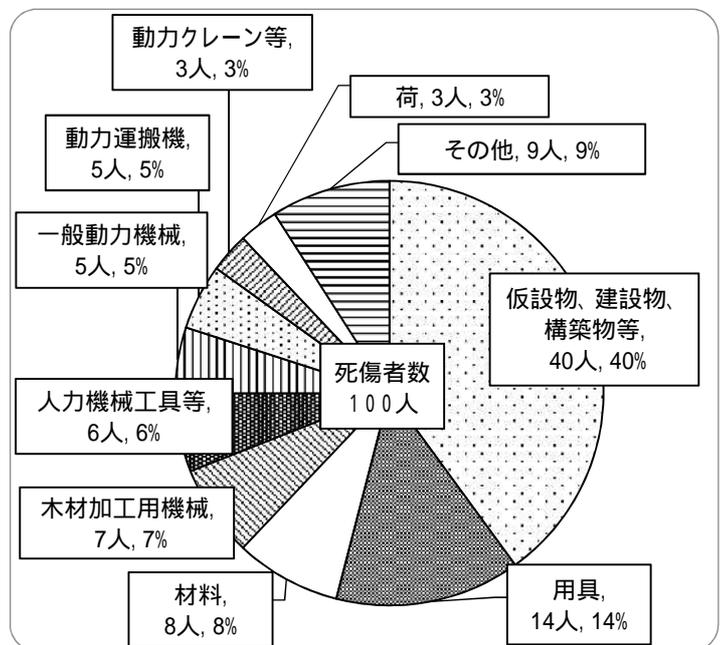


図9-3 令和4(2022)年 起因物別の死傷者数



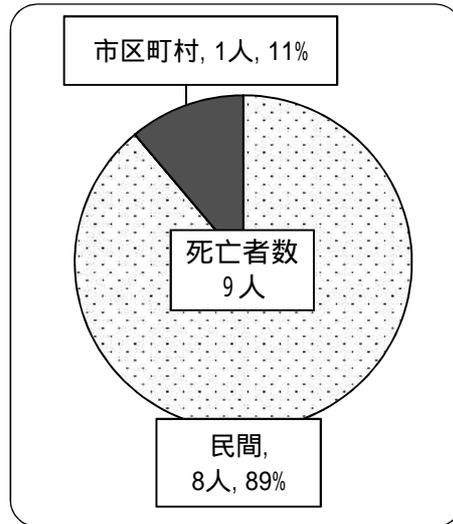
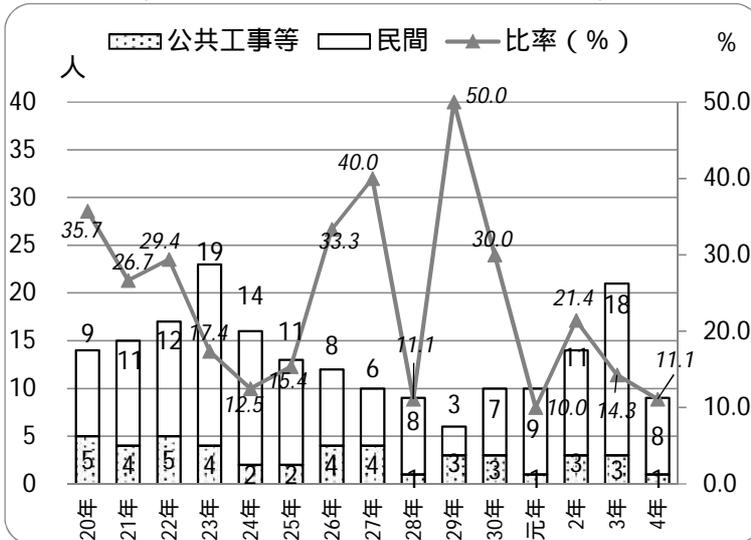
木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落、転落」が40人と最も多く40%を占めており、2番目以降は、「切れ、こすれ」15人(15%)、「転倒」11人(11%)、「飛来、落下」9人(9%)であり、以下「はさまれ、巻き込まれ」、「動作の反動、無理な動作」、「激突」と続いている。

また、起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が40人と最も多く全体の40%を占めており、2番目以降は、「用具」14人(14%)、「材料」8人(8%)、「木材加工用機械」7人(7%)であり、以下「人力機械工具等」、「一般動力機械」、「動力運搬機」と続いている。

# 10 公共工事等における災害発生状況

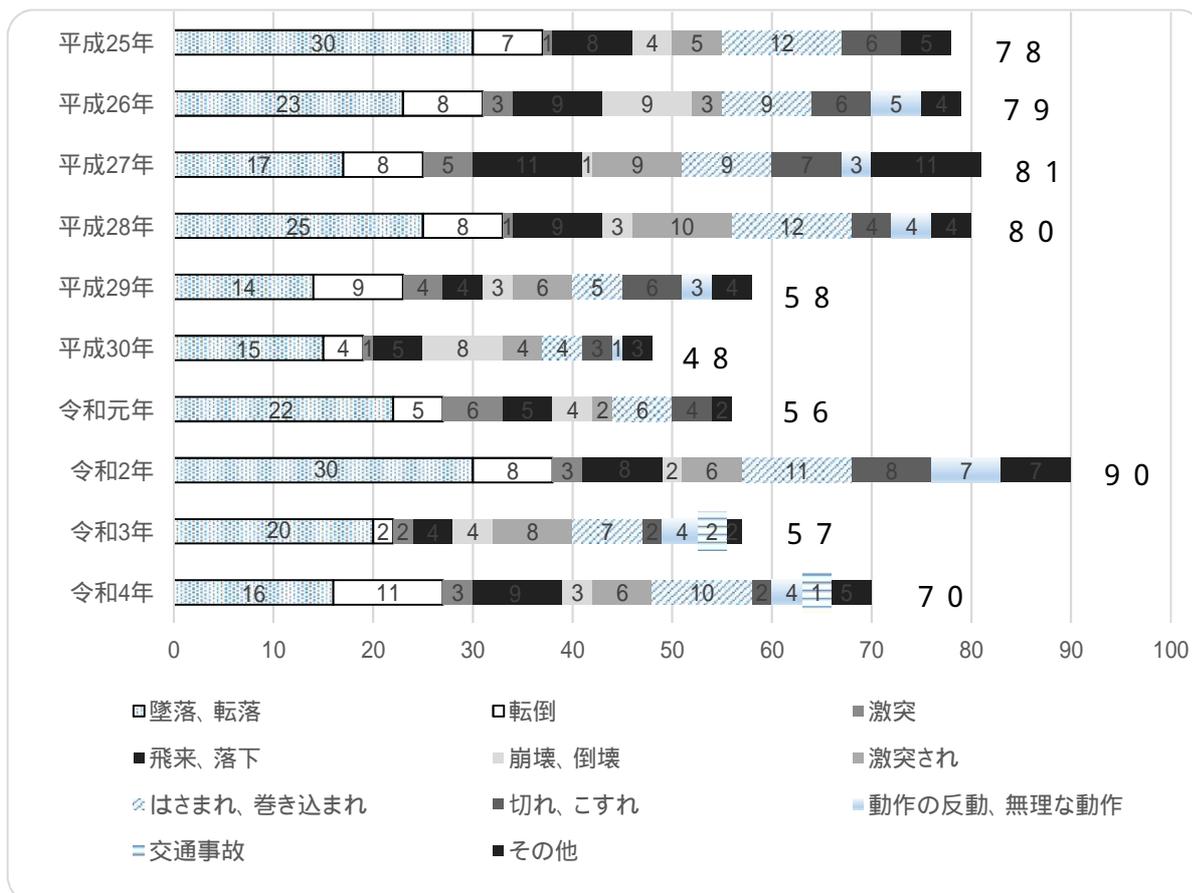
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

図10-2 令和4年 発注者別死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



令和4年の建設業における死亡者9人のうち、公共工事等で発生したのは、1人(11%)であった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者数(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)

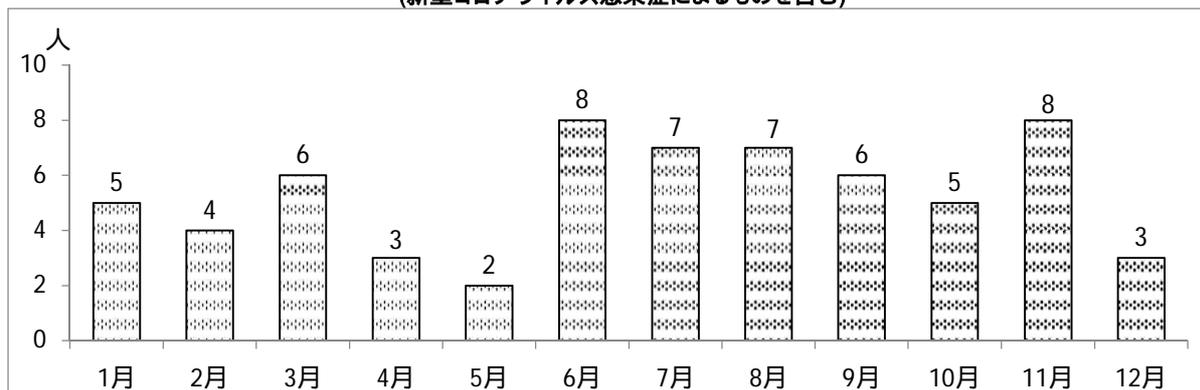


令和4年の公共工事等における死亡者は1人であり、建設業全体の11%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が0人、地方公共団体(県および市区町村)1人、公団等0人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が1人で、建築工事業及びその他の建設業は0人であった。

令和4年の公共工事等における死傷者70人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が16人(23%)と最も多く、次いで「転倒」11人(16%)、「はさまれ、巻き込まれ」10人(14%)、「飛来、落下」(13%)となった。

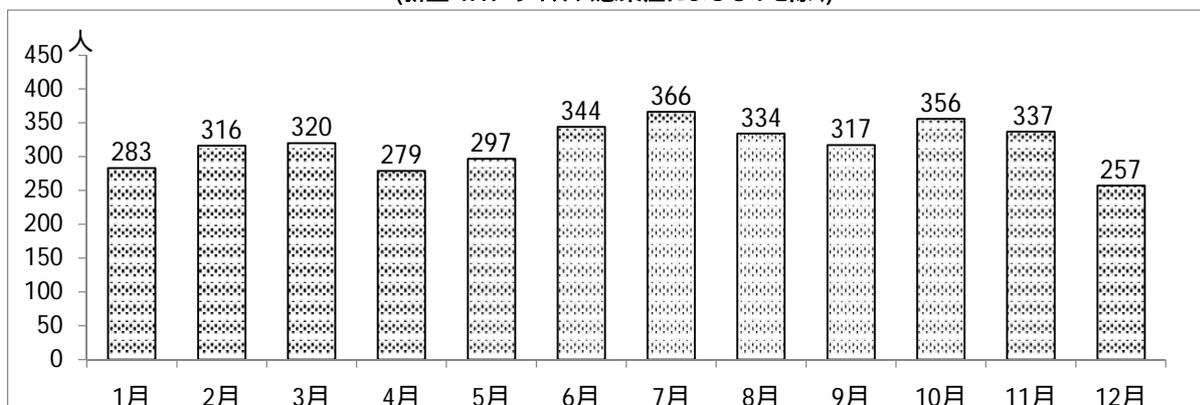
# 11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成30年～令和4年(過去5年)の月別累計)  
(新型コロナウイルス感染症によるものを含む)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、6～8月及び11月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

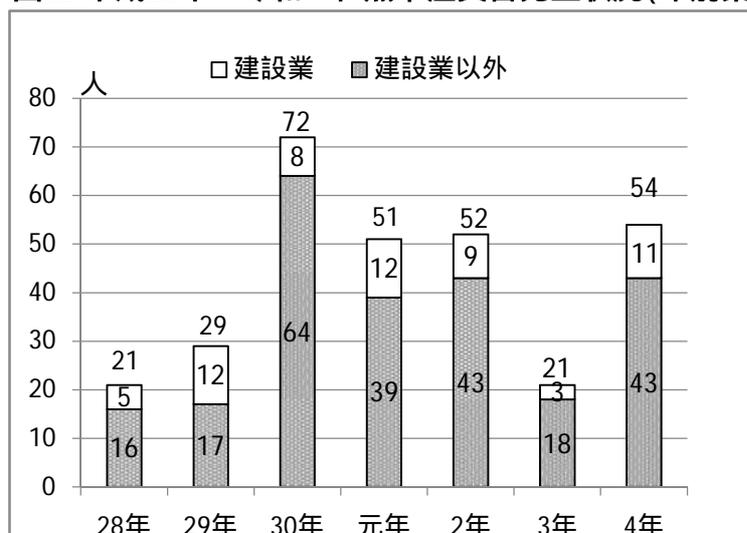
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成30年～令和4年(過去5年)の月別累計)  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7、10月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

# 12 熱中症災害発生状況

図12 平成28年～令和4年 熱中症災害発生状況(年別業種別死傷災害発生状況)



熱中症を予防するために  
冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。  
氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。  
暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)  
日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去7年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日上の熱中症の発生状況は、図12のとおりである。令和4年は、気温35度以上となるようないわゆる「猛暑日」が、令和2年と同程度であったこともあり、猛暑日の少なかった令和3年と比べ発症者数は大幅に増加した。

建設業における熱中症による死亡災害について、平成30年及び令和元年に1人ずつ発生した後は発生していなかったが、令和4年に1人熱中症による死亡災害が発生した(現場で発症し、搬送され数日後に死亡。)

厚生労働省では、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、今年も令和5年5月1日から9月30日までの期間に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している(資料後掲)。

# 令和4年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	3月 9時頃	その他の建設業 30人～49人 50歳～54歳	玉掛用具 飛来、落下	<p>【発生状況】 資材置場において、柱状の資材(約600キログラム)を移動式クレーンでつって旋回中、目通し1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、つり荷に介添えロープを取り付けようとしていた被災者が下敷きとなった。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 資材置場の作業についても、作業計画を定めること。作業計画を定める際、荷の形状に応じた適切な玉掛け方法、作業者及び車両の配置、その他安全の確保に十分配慮した作業標準を定めること(2本つり等の安定する方法で玉掛けを行うことが原則である。) 2 移動式クレーンの作業半径内に労働者を立ち入らせないよう、確実な立ち入り禁止措置を講ずること。また、作業を行う場所の状況に応じて誘導員の配置も検討すること。 3 ワイヤロープが確実にフックにかかっているのを確認してからつり上げが行われるよう、玉掛け者、クレーン運転者の教育を行うこと。</p>
2	4月	建築工事業 ～9人 30歳～34歳	その他の起因物 その他	<p>【発生状況】 新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。</p> <p>【災害防止のポイント】 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」による対策の実施。 1 労働衛生管理体制の再確認。 2 換気の徹底等の作業環境管理。 3 職場の実態に応じた作業管理。 4 手洗い励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育。 5 日々の体調管理等も含めた健康管理。 特に三つの密が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおける感染防止の徹底。</p>
3	6月 10時頃	建築工事業 ～9人 20歳～24歳	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	<p>【発生状況】 2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7、湿度59パーセント(WBGT値27 相当)であった。被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らすこと。 2 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送すること。 3 JIS規格に適合したWBGT指数計を現場に準備し、計測結果を活用すること。 4 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行うこと。 5 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に対し、体調管理に留意するよう指示すること。</p>

番号	発生日 発生時刻	業種 事業規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	6月 11時頃	建築工事業 10人～29人 65歳～69歳	作業床、歩み板 墜落、転落	<p>【発生状況】 7階建てビル新築工事現場において、地面に建てた敷地境界柵に安全掲示板を取付け中、当該柵から基礎工事のため垂直に掘り下げた縁までの間が49センチメートルの作業場所から、2.2メートル下の基礎底面コンクリートに墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 墜落のおそれがある作業場所には手すりの設置等の墜落防止設備を設けること。 2 墜落防止設備を設けることが困難なとき等の場合は、墜落制止用器具を使用させる等すること。 なお、使用する墜落制止用器具の選定に当たっては、フックを掛ける位置を考慮し、適切な長さのランヤードやショックアブソーバを選定すること。 3 安全掲示板等の取付け作業についての作業手順書を整備等して、適正な作業方法を関係労働者に教育すること。</p>
5	6月 13時頃	建築工事業 ～9人 20歳～24歳	その他の仮設物、 建築物、構築物等 墜落、転落	<p>【発生状況】 2階建て木造住宅解体工事現場において、単管を格子に組んで防じん防音シートを張った仮囲いの点検中、仮囲いの水平材(単管1本)から5メートル下の地面に墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること。 2 高所作業を行う場合に昇降設備を設けること。 3 リスクアセスメントを実施すること。</p>
6	8月 14時頃	建築工事業 ～9人 55歳～59歳	交通事故 (道路) 乗用車、バス、 バイク	<p>【発生状況】 工事現場での作業を終えた作業員3名が自社に戻るため社有車に乗って移動中、国道の第2車線走行中に右側の中央分離帯に接触した後、第1車線のガードレールに衝突して横転した。助手席の1名が死亡し、運転席と後部座席の2名が軽傷を負った。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 管理者が労働者の体調確認を行い、異常が認められた場合は代措置を講ずること。 2 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善を行うことにより、交通危険予知訓練の実施、交通労働災害防止に対する意識高揚に係る取組みの実施、交通安全情報マップの作成等、交通労働災害防止に計画的に取り組むこと。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	10月 15時頃	土木工事業 50人～99人 55歳～59歳	トラック 激突され	<p>【発生状況】 道路トンネル(約330メートル)新設工事の坑内で、ずり積込工2次下請の被災者はずり積替え用ドラグ・ショベルのバケットを清掃していた。同ショベルの走行に備えて側面方向に退避した被災者が、後進(方向転換の切り返し中)してきたずり搬出工(坑内運搬)1次下請の10トンダンプに激突された。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 ダンプトラック運転者は、坑内走行に際して進行方向の確認を十分に行うこと。 2 元請が、切羽からズリピットへのズリの運搬作業状況を下請の坑内作業者に知らせ、ズリの運搬作業中にダンプトラックの走行路への立入りを禁ずること。 なお、坑内を走行する車両は、転回スペースを複数配置し前進走行を基本とすること。 3 ダンプトラックを後進させる場合は、誘導者を配置し、後方の確認を徹底すること。</p>
8	11月 13時頃	建築工事業 ～9人 70歳～74歳	建築物、構築物 墜落、転落	<p>【発生状況】 自社事務所で窓ガラスを拭き掃除中、全開にした窓(高さ2×幅1メートル)から、建物の外の2.2メートル下のコンクリート床面に墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 窓の清掃作業の際に、窓を開放させたまま、窓の手前の手すりを乗り越えて作業を行わせないこと。 2 従事する作業内容に応じた適正な作業方法について、関係労働者に対して改めて教育を実施すること。 3 必要に応じて墜落制止用器具、保護帽の着用による対策を行うこと。</p>
9	11月 15時頃	建築工事業 10人～29人 40歳～44歳	はしご等 墜落、転落	<p>【発生状況】 2階建て民家の雨樋を清掃中、下屋根(軒先高さ約3メートル)上から2階屋根にかけたはしご(長さ約4メートルの脚立兼用はしご)に乗っていたときにはしごの下端が滑り、地面に墜落した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 高さ2メートル以上の高所において作業を行う際は、手すり・中さん等の墜落防止設備を備えた作業床(足場)を設置すること。 また、作業場所の状況等から墜落防止設備を設けることが困難な場合は、墜落制止用器具を使用するための設備を設け、作業を行う労働者に対して要求性墜落制止用器具を使用させること。そのほか、地上からの可搬式作業台を用いた作業方法等についても検討すること。 2 移動はしごを使用する場合は、上部及び下部を固定する等転位防止を確実にすること。 3 リスクアセスメント実施すること。</p>

